2026年11月吉日

投資主の皆様へ

ラサールロジポート投資法人

第21期利益超過分配金に関するご説明

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当投資法人は、2026年10月20日開催の役員会において、第21期（2026年８月期）の通常の利益分配金としての１口当たり3,892円に加えて、利益超過分配金として１口当たり148円をお支払いすることを決議し、2026年11月19日より分配金のお支払いを開始させていただきます。

当該利益超過分配金の１口当たり148円は、「出資総額」を原資としており、「利益剰余金」を原資とする通常の分配とは、税務上の取扱いが異なりますので、その取扱い等についてご案内させていただきます。

今回の利益超過分配金は、全額が「出資等減少分配（出資総額等からの分配のうち一時差異等調整引当額の分配以外のもの。以下同じ。）」となり、税務上の「資本の払戻し」に該当します。そのため、「みなし譲渡損益」が発生することとなりますが、税務上の配当所得には当たりません。確定申告の際にはご注意いただきますようお願いいたします。

なお、このご説明は、今回の分配金及び利益超過分配金のお支払いならびに税務上の取扱い及び税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項についてご説明するものではありますが、投資主の皆様において必要となる税務上のお手続きの全てをご説明しているものではありません。

以下に説明いたしますとおり、投資主の皆様が保有されている投資口の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、投資主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、大変お手数ですが、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬　具

１．今回の分配金のお支払いについて

今回の分配金の原資は、「利益剰余金（通常の分配金としての１口当たり3,892円）」と「出資総額（利益超過分配金としての１口当たり148円）」に分かれており、原資ごとにお支払いの手続きが必要となるため、分配金のお受取方法別に下記の書類を同封しております。

(1) 振込でのお受取のご指定をいただいている投資主様
「分配金計算書」及び「お振込先について」、
株式数比例配分方式をご指定の方には「分配金計算書」及び「分配金のお受け取り方法について」
(2) 振込でのお受取のご指定をいただいていない投資主様
「分配金計算書」及び「第21期分配金領収証」

※「分配金計算書」は租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。

２．今回の利益超過分配金の税務上の取扱いについて

(1) 今回の利益超過分配金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

・今回の利益超過分配金は全額が「出資等減少分配」になり、税法上、資本金等の額からなる部分が「資本の払戻し」、資本金等の額以外の金額からなる部分が「みなし配当」とされます。今回の利益超過分配金は全額が資本金等の額からなる部分からの支払いとなるため、「みなし配当」部分はありません。

・税法では、「資本の払戻し」は投資主の皆様が保有する投資口の一部を譲渡したものとみなされるため、税法上これを「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」については、投資口の取得価額の調整（減額）が必要となるほか、「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

・今回の利益超過分配の結果、みなし譲渡益が生じる場合には原則として確定申告が必要となります。ただし、口座の種類によっては源泉徴収の対象とする口座管理機関（証券会社等）もあり、その結果、確定申告が不要となる場合もございますので、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11）

・税法の規定により、投資主の皆様には、投資口の一部の譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。

・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②みなし譲渡相当部分の取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当します。

・今回の利益超過分配金では、みなし配当額は「0円」、払戻等割合は、「0.002」となります。

①収入金額とみなされる金額	＝	払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額	－	みなし配当額（0円）
②みなし譲渡相当部分の取得価額	＝	従前の取得価額の合計額	×	払戻等割合（0.002）
③みなし譲渡損益（①－②）	＝	①収入金額とみなされる金額	－	②みなし譲渡相当部分の取得価額

【例】当投資法人の投資口を１口当たり100,000円で10口購入していた場合

① 収入金額とみなされる金額＝148円（１口当たり利益超過分配金額）×10口－0円＝1,480円

② みなし譲渡相当部分の取得価額＝（100,000円×10口）×0.002（払戻等割合）＝2,000円

③ みなし譲渡損益＝1,480円－2,000円＝-520円

※投資口の１口当たり平均取得価額が74,000円未満である投資主様の場合は、以上の計算により、みなし譲渡益が発生いたします。

（ただし、利益超過分配の権利落ちの日（2026年８月28日）以降実効日までの間に投資主様による本投資法人の投資口の追加購入や売却等により投資口数に変動があった場合など、このとおりとはならない可能性があります。）

※以上の計算の結果、③がマイナスとなる場合は、みなし譲渡損となります。

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第１項）

・税法の規定により、投資主の皆様の投資口の取得価額が調整されます。

・調整式は、以下のとおりとなります。払戻等割合は、「0.002」となります。

１口当たりの新しい取得価額	＝	１口当たりの従前の取得価額	－	１口当たりの従前の取得価額	×	払戻等割合（0.002）

【例】当投資法人の投資口を１口当たり100,000円で10口購入していた場合

① １口当たりの調整金額＝100,000円×0.002（払戻等割合）＝200円

② １口当たりの新しい取得価額＝100,000円－200円＝99,800円

③ 新 し い 取 得 価 額＝99,800円×10口＝998,000円

※証券会社で「特定口座」をご利用の投資主の皆様につきましては、原則として特定口座内で取得価額の調整が行われます。詳しくは現にお取引のある証券会社等にご確認をお願いいたします。

※証券会社の「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

※過去の利益超過分配金により、取得価額が調整された投資主の皆様は、調整後の取得価額が上記の計算式における「１口当たりの従前の取得価額」となります。

(4) 個人投資主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第５項に規定する事項	ご 通 知 事 項
払戻等割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第２項第５号に規定する割合）	0.002 （小数点以下第３位未満切上げ）

(5) 法人投資主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第５項に規定する事項	ご 通 知 事 項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第１項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	2026年11月19日
資本の払戻しに係る基準日における発行済投資口の総数	1,659,112口
みなし配当額に相当する金額の１口当たりの金額	１口当たり0円

法人税法施行令第119条の９第２項に規定する事項	ご 通 知 事 項
払戻等割合	0.002 （小数点以下第３位未満切上げ）

３．その他の参考情報

(1) 今回の利益超過分配金（出資等減少分配）に伴い、投資主の皆様に通常（「利益剰余金」を原資とする分配金）と異なる処理をいただく事項について

●「みなし譲渡損益」の計算

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」については、原則として特定口座での計算対象には含まれませんので、投資主の皆様において「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。ただし、口座の種類によっては計算対象とする口座管理機関（証券会社等）もございますので、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

●「みなし譲渡益」が発生した場合
原則として、確定申告をする必要があります。ただし、口座の種類によっては源泉徴収の対象とする口座管理機関（証券会社等）もあり、その結果、確定申告が不要となる場合もございますので、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

●「みなし譲渡損」が発生した場合
他の上場株式等の譲渡所得等と相殺、もしくは翌期以降に繰り越す場合には確定申告が必要となります。ただし、「みなし譲渡損益」が同じ口座管理機関（証券会社等）における特定口座内で計算されている場合には、特定口座内で損益通算されることから、確定申告は必要ない場合があります。

●「取得価額の調整」が必要になります。
現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

●「みなし譲渡益」が非課税管理勘定、特定非課税管理勘定または継続管理勘定で発生した場合
個人投資主の皆様で、本投資口を少額投資非課税制度（NISA）及び未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）に基づく、非課税管理勘定（2023年12月31日までに非課税口座または未成年者口座に設けられる勘定）、特定非課税管理勘定（2024年１月１日以後に非課税口座に設けられる勘定）または継続管理勘定（2024年１月１日以後に未成年者口座に設けられる勘定）にて管理している場合には、本利益超過分配金に基づくみなし譲渡益については非課税措置の適用がございます。なお、みなし譲渡損についてはないものとされます。詳細は、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

(2) ご注意
このご説明でのお知らせは、今回の利益超過分配金の税務上の取扱い、税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項をお伝えするものではありますが、税務上の取扱いは投資主の皆様の個々のご事情によって異なりますことから、投資主の皆様において必要となる税務上のお手続きの全てを網羅するわけではございません。
ご不明の点につきましては、下記「４．本件に関するご照会先」のご照会先にご確認くださいますようお願い申し上げます。
このお知らせは、投資主の皆様が今後、投資口を売却される場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。
このお知らせは、当投資法人ホームページ（https://lasalle-logiport.com/）にも掲載いたします。

４．本件に関するご照会先

(1) この説明書についての一般的なご照会
投資主名簿等管理人
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
電　　話：0120-782-031（通話料無料）
受付時間：９時～17時（土・日・祝日及び同社所定の休日を除きます。）

(2) 投資主様各位の取得価額の調整等に関する具体的なご照会
現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）、または、最寄りの税務署にご相談ください。

(3) 税務申告等に関するご照会
最寄りの税務署にご相談ください。

以　上